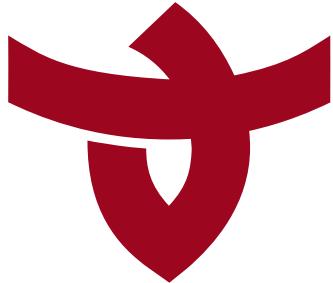


NANKOKU CITY



第 4 期
南国市障害福祉計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

南国市
平成 27 年 3 月

目 次 CONTENTS

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	1
3 障害福祉計画の基本的理念	3
4 計画策定への取り組み	3
第2章 南国市の概況と第3期の評価(サービス利用状況)	
1 障害者等の状況	4
2 第3期計画の評価	6
3 障害福祉サービスの利用状況	7
第3章 障害福祉サービスの見込み	
1 サービス提供体制の確保	12
2 平成29年度末の目標値設定と実施の方策	13
3 障害福祉サービスの利用意向調査	14
4 サービス見込量の算定	18
第4章 地域生活支援事業の実施	
1 地域生活支援事業の実施状況及び実施予定	19
2 地域生活支援事業の内容と実績及び見込み	20
第5章 障害児通所サービスの実施	
1 障害児通所サービスの実施状況及び課題	24
2 障害児通所サービスの見込み	25
3 サービス提供体制の確保	25
第6章 計画の推進	
1 相談支援体制の整備	26
2 自立支援協議会を中心としたネットワークの構築	26
3 住民参加の促進	26
4 障害のある人への虐待防止	27
5 防災対策	27
6 地域生活支援拠点等の整備	28
7 計画の進行管理	28
参考資料	
参考資料1	
「第3期高知県障害福祉計画」中央東圏域(抜粋)	29
参考資料2	
南国市障害者自立支援協議会設置要綱及び委員名簿	36
第3次南国市障害者基本計画及び第4期南国市障害福祉計画策定経過	41

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画(平成22年度～平成26年度)」に基づき、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んでおり、平成27年度～平成31年度を計画年度とする「新なんこくフライト・プラン～第3次南国市障害者基本計画」においてもその基本理念は引き継がれることになります。

障害者を取り巻く環境は、平成15年に支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法が施行され、平成25年度からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)と制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。この間、障害者の範囲に身体障害・知的障害・精神障害に加え発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者といった見直しがされてきました。

平成18年より障害者自立支援法に基づき、国の掲げる「地域生活移行の一層の促進」「相談支援体制の充実・強化」「一般就労への移行支援強化」などを踏まえて、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、第1期障害福祉計画(平成18年度～20年度)、平成21年に第2期障害福祉計画(平成21年度～23年度)、平成24年に第3期障害福祉計画(平成24年度～26年度)を策定して福祉サービスの計画的な基盤整備を進めてきました。

南国市では、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、第3期計画までの現状や成果を分析し、地域における課題を整理するとともに、国・県の障害施策の動向を踏まえたうえで、「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」「市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」の3点を引き続き配慮し、平成27年度からの3年間に必要な障害福祉サービスを見込むとともに、そのサービス提供体制の確保を図り、より充実した障害福祉サービスの実現に向けて、第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)を策定するものです。

2 計画の概要

① 障害福祉計画の基本指針

障害福祉計画の基本指針は、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどです。

- ◆障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
- ◆市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- ◆その他、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

② 計画の意義

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条において「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計

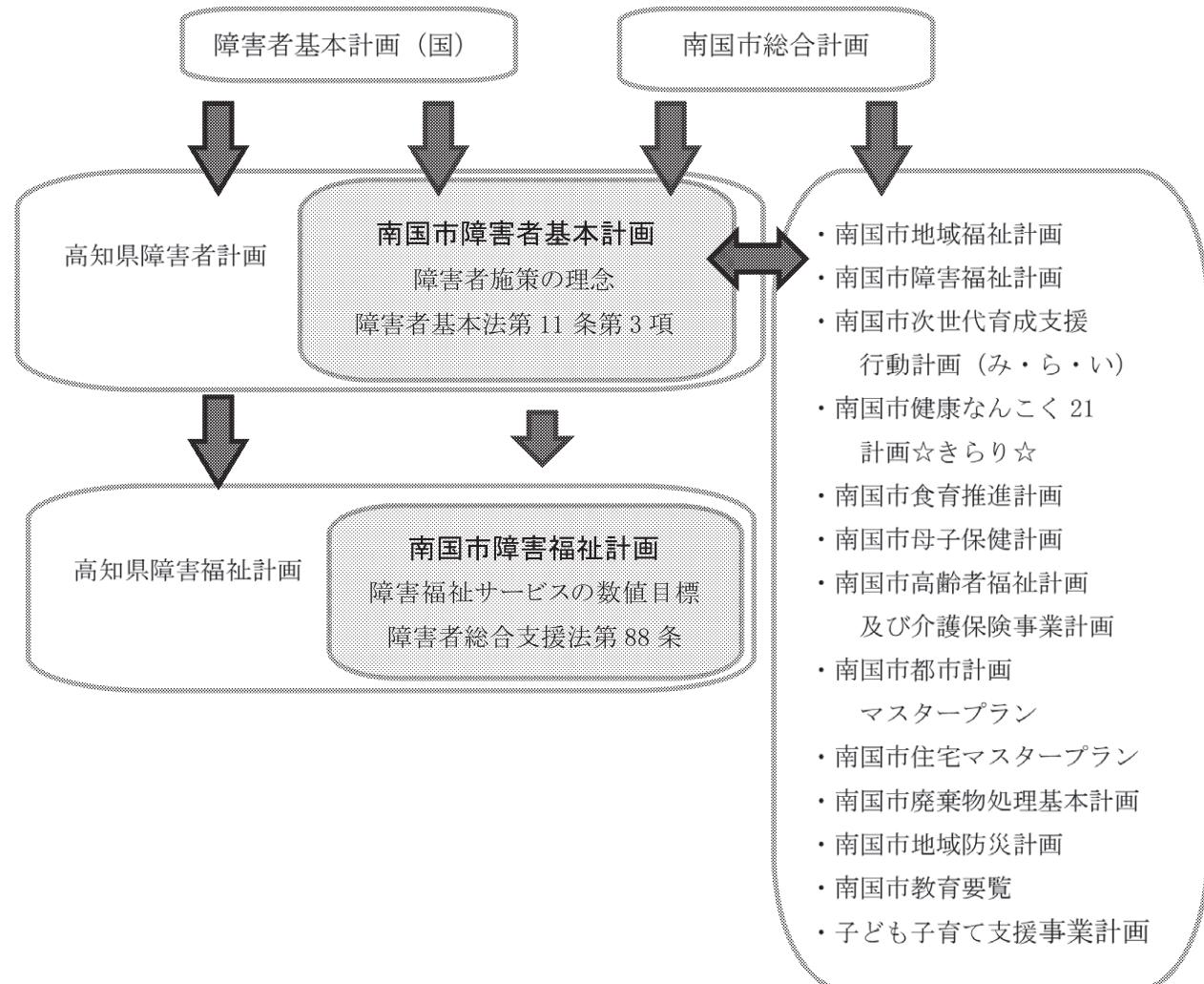
画(障害福祉計画)を策定するものとする。」とされています。

③ 計画の期間

障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、第4期計画は、第3期計画までの進捗状況等を踏まえ、平成27年度から29年度までを計画期間とします。

第1期計画			第2期計画			第3期計画					
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
平成23年度の目標達成に向け、中間段階として障害福祉サービスの3ヶ年の整備目標設定と達成に向けた計画の策定			第1期計画の実績や制度改革を踏まえて、見直しを図り、第2期計画を策定			平成23年度までの実績等を踏まえ、地域の実情、制度改革を考慮し、第3期計画を策定					
第4期計画											
27年度	28年度	29年度	平成26年度までの実績等を踏まえ、地域の実情、制度改革を考慮し、第4期計画を策定								

計画の相関図



3 障害福祉計画の基本的理念

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別・程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、それまで身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化を行っています。また、障害者の範囲に発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者といった見直しがされ制度の利用が容易となっています。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

4 計画策定への取り組み

第4期障害福祉計画の策定にあたって、県障害保健福祉課と南国市で障害のある人と家族の実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。そして、サービス利用量を見込むとともに、現状の課題や今後の方向性を検証しました。

こうして得られた調査結果等をふまえ、南国市障害者自立支援協議会の計画部会において課題等を点検、検討したうえで、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定いたしました。